

議案第13号

大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、野外活動施設管理棟2階会議室を適応指導教室として利用することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例(平成6年大口町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第12条第2項を削る。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧						
<p>第10条 削除</p> <p>(過料)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 教育委員会が認めるときは、既納の使用料を還付することができる。</p> <p>3 教育委員会は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。</p> <p>(過料)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 詐欺その他不正の方法により使用料の徴収を免れた者に対しては、前項の規定にかかわらず、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">410円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	会議室	1時間	410円
区分	単位	金額					
会議室	1時間	410円					

改正要旨

1 改正の目的

現在、大口町健康文化センター2階で実施している適応指導教室は、児童生徒用の机が4～6席並ぶ教室スタイルで行ってきました。

今回、児童生徒の特性に沿った指導や相談の拡充を進めていくにあたり、個々または少人数のスペースを設ける必要がありますが、現在の部屋の大きさでは難しいのが現状です。

そこで、継続的に使用できる施設でかつ、間仕切りできる十分なスペースが確保可能な野外活動施設管理棟2階会議室を適応指導教室として利用するため条例の一部改正を行います。

これにより、緑豊かな自然に囲まれた落ち着いた環境での教室設置が実現します。

2 改正の概要

大口町野外活動施設管理棟2階会議室の一般利用を取り止めるため使用料についての条文を削除します。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。